

生駒市条例第 3 2 号

生駒市企業版ふるさと納税基金条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第 1 条 生駒市を応援しようとする企業からの寄附金を財源として、地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため、生駒市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前条に規定する目的のための寄附金の額に相当する額として一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することが

できる。

（処分）

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。